

今帰仁村プレミアム付商品券取扱加盟店舗登録募集要領

1 趣旨

この要領は、今帰仁村プレミアム付商品券事業における商品券の取扱加盟店舗となる事業者の登録募集に関して必要な事項を定めるものとする。

2 募集期間

令和元年9月2日から11月29日まで

3 募集方法

商品券の取扱加盟店舗として登録を希望する事業者は、この募集要項に同意の上、別途「今帰仁村プレミアム付商品券取扱加盟店舗登録申請書」に必要事項を記入し、FAX、郵送又は持参かのいずれかにより応募する。また、今帰仁村内に複数の店舗がある事業者でも店舗ごとに応募する。

4 取扱店舗の登録

応募のあった事業者は、今帰仁村商工会の審査を経て取扱加盟店舗として登録する。また、登録した取扱加盟店舗には「加盟店舗登録ステッカー」を交付する。(村が作成)なお、登録に係る手数料は無料とする。

5 取扱店舗の周知

取扱加盟店舗は、今帰仁村のホームページの取扱加盟店舗登録一覧に掲載するとともに、商品券販売時に配付する取扱加盟店舗パンフレットに掲載する。ただし、パンフレット作成以降に取扱加盟店舗として登録された場合は、ホームページへの掲載のみとする。

6 参加資格

今帰仁村内に事業所又は店舗等を有する事業者とし、村内の店舗等に限り商品券を利用できるものとする。ただし、以下に掲げる事業者を除くものとする。

- (1) 風俗営業法等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客の射幸心をあおる恐れのある営業及び飲食の提供を主目的にしない店舗等の営業を行っているもの
- (2) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っているもの
- (3) 8「商品券の用途の制限」規定のもののみを取り扱う店舗等
- (4) 今帰仁村の入札参加停止及び入札参加除外の措置を受けているもの
- (5) 地方自治法施行令、刑法等により公訴を提起されているもの
- (6) 役員等が暴力団員等に関する法律に規定する暴力団であるとき
- (7) 暴力団または暴力団員（以下「暴力団等」と言う）が経営に実質的に関与しているとき
- (8) 役員が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、または第三者に損害を加える目的で暴力団等を利用しているとき
- (9) 役員等が、暴力団等に資金提供し、または便宜供与をするなど暴力団の維持、運営に協力・関与しているとき

7 取扱加盟店舗の厳守事項

取扱加盟店舗は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用者が利用期間中に商品券を持参した場合は、各額面分の商品の販売やサービスの提供を行う。
- (2) 偽造等の不正使用の疑いがあるときは、受け取りを拒否するとともに速やかに商工会に報告する。
- (3) 汚損・破損した商品券は、汚損・破損部分以外の健全な部分が券面の3分の2以上を有していないものは、受け取りを拒否する。
- (4) 商品券の交換・譲渡・売買・再利用は禁止する。
- (5) 取扱加盟店舗が商品券を購入したときの直接換金は禁止する。
- (6) 今帰仁村や商工会が実施するアンケート調査等に協力する。
- (7) 今帰仁村や商工会が定めた規則や指示を遵守する。
- (8) 受け取った商品券の管理は取扱加盟店舗の責任をもって行う。
- (9) 換金にあたっての商品券の枚数の確定は商工会にて点検した枚数の合計とする。

8 商品券の用途の制限

商品券は、以下の目的に利用できないものとする。

- (1) 国や地方公共団体等に対する支払い（税金、電気・ガス・水道料金等の公共料金等）
- (2) 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- (3) たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- (4) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (5) 取扱店舗自らの事業上の取引（商品の仕入れ等）
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業への支払い
- (7) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの

9 商品券の換金について

取扱加盟店舗は、購入者から受け取った商品券を令和2年3月20日までに今帰仁村商工会に提出すること。商工会は加盟登録店舗に対し受け取った商品券の枚数に応じた金額を月2回（中旬、下旬）加盟登録店舗の金融機関の口座に振込で支払う。

10 取扱店舗の取消及び賠償

この募集要領に定めている事項に違反した場合は、取扱加盟店舗の登録を取消しする。

附 則

この要領は、令和元年9月2日から施行する。